

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	一般(70歳以上の高齢者)	標準負担額(1食当たり)(2025年4月1日～)	
・一般(下記以外)	・一般(下記以外)	510円	
		・(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
		・(例外2) 精神病棟に1年超入院する患者(※1)	260円
・低所得者(住民税非課税)	・低所得者Ⅱ(※2)	・過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		・過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	・低所得者Ⅰ(※3)	110円	

注 食事療養費の額が標準負担額に満たない場合は、当該食事療養費の額を徴収する。

※1 2015年4月1日から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

※2 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※3 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、
あるいは②老齢福祉年金受給権者